

犬山市公共交通実証実験（デマンド交通）運行業務委託

仕様書（案）

本仕様書は、今井地区、前原台団地、池野地区の一部（神尾・入鹿）における犬山市公共交通実証実験（デマンド交通）運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

市民の日常生活に必要な移動手段を確保するためにデマンド交通型乗合タクシー（以下、「デマンド交通」という。）が本市に適するものかデータ収集をするため、今井地区、前原台団地、池野地区の一部（神尾・入鹿）での実証実験を行う。

2. 委託事業名

犬山市公共交通実証実験（デマンド交通）運行業務委託

3. 事業主体

犬山市

4. 運営主体

犬山市地域公共交通会議

5. 運行主体

一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有するもの

6. 期 間

(1) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

(2) 実証実験期間

令和5年1月16日（月）～3月17日（金）

※期間中の月曜日～金曜日の40日間（祝日を含む）運行する

7. 運行概要

(1) 事業形態

- ・本協議会と受注者として選定された運行事業者で、この仕様書に基づく犬山市公共交通実証実験（デマンド交通）運行業務委託契約を締結し、運行事業者は、道路運送法第21条による許可を受けて運行を行うものとする。

(2) 運行対象地域

- ・対象地区から特定の施設までの目的地間の運行。

対象地区

今井地区（町内会：四ツ家、中屋敷、柵宜洞、虎熊、石蔵、観音堂、岩穴）

前原台団地（町内会：前原台1～6）

池野地区の一部（町内会：神尾、入鹿）

- ・特定の施設
名鉄犬山駅東口・総合犬山中央病院・市民健康館
- (3) 利用対象者
- ・対象地区の小学生以上の住民。
※未成年者は、保護者の同意が必要。
※登録した住民と登録していないその家族等が同乗することは可能だが、料金は1人1乗車必要。
- (4) 利用登録
- ・事前の会員登録（3日前までに申請）が必要。
（申込み内容：名前、会員番号、利用時間、乗降場所、利用人数）
 - ・利用時間の1時間前までに電話かWebで申込みを行う。
※相乗りになる場合があることので了承が必要。
※申込者が予約した時間に乗降場所にはいない場合、10分経過した場合はキャンセル扱いとする。
- (5) 予約時間
- ・午前8時00分～午後2時00分
※利用時間の1時間前までに予約が必要。
※利用日の2週間前から予約ができる。
- (6) 運行時間
- ・午前8時30分～午後3時00分
※運行時間内に乗車した利用者が降車するまで運行。
- (7) 利用運賃
- ・1人1乗車 400円
※障害者手帳等所持者と付添1人までは半額。
※小学生は半額。
※未就学児は無料。
- (8) 乗降場所
- ・各町内が選定する場所。
 - ・乗降場所と運行目的地（乗降場所、特定の施設）を結び、これら以外の場所での乗降は行わないものとする。
 - ・特定の施設から特定の施設への移動は行わないものとする。
- (9) 車両
- ・2台以上とし、同時に10人以上が乗車できる体制とする。
 - ・車両、運転手、オペレーター、システム、燃料費は運行事業者が用意、負担すること。
 - ・運転手は、乗降車前にアルコール点検を行うこと。
- (10) 運行車両待機場所
- ・運行事業者が独自に確保すること。
 - ・運行時間中は、市民健康館第2駐車場を可とする。
（ただし、使用する場合は、市民健康館からの条件を尊種すること。）

8. 苦情処理の報告

利用者からの苦情等には誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情処理日報（様式自由）を作成提出すること。

9. 事故報告など

- (1) 運行事業者は、事故等緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに犬山市（犬山市地域公共交通会議事務局）に報告するとともに事故報告書（様式自由）を作成提出すること。
- (2) 天災や不測の事態等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止又は遅延する場合は、速やかに協議会（犬山市地域公共交通会事務局）に報告するとともに、予約していた利用者にその旨を連絡すること。
- (3) 本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任及び負担において一切処理すること。

10. 運行記録等の報告

自動配車決定システム等を活用して、乗合を最優先した予約受付を行うこと。また、実証実験終了後、別紙1記載の各種データ（Word又はExcel）を協議会（犬山市地域公共交通会事務局）に提出すること。

なお、利用者数、利用時間帯、乗降地点の具体的な把握、走行距離等の運行記録に関する日報（任意様式）を作成し提出すること。

11. 委託料

- (1) 実証実験期間中の利用者が負担した利用金額の総額と契約金額を精算した額を、支払うものとする。
- (2) 委託料の支払いは、業務完了後の一括払いとする。

12. 個人情報の取扱い

業務で知り得た個人情報については、個人情報保護法に基づき、本業務委託の目的以外には一切使用しないこと。

13. その他

- (1) 受付方法を工夫して、できる限り乗合が成立するように配車を行うこと。
- (2) 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両情報、事故及び苦情などの処理体制を示した書類を協議会（犬山市地域公共交通会事務局）に提出すること。
- (3) 車両の点検・車検又は故障などによる代車に関しては、運行の支障のないように同等の以上の車両を準備し、運行すること。

別紙1

	データ項目	データ詳細
登録者	登録者数	登録された利用者の数
	利用登録者数	予約利用した登録者の数
	年代別・男女別登録者数	年代及び男女別の登録者数
予約	予約数	予約の数(同利用者・時間帯・乗降場の操作は1件とする)
	諦め予約数	検索操作のみで確定に至らなかった検索の数
	予約確定数	予約が確定された数(キャンセルを含む)
	キャンセル数	キャンセルされた予約の数
	運行予約数	運行された予約の数(キャンセルを除く)
	乗車人数	運行された予約の乗車人数
	受付時間帯別予約検索数	受付時間帯毎の予約の検索数
	乗車時間帯別予約数	乗車時間帯毎の予約の数
	曜日別予約数	曜日毎の予約の数
	年代別予約数	年代毎の予約の数(乗車時点の年齢で集計)
	男女別予約数	男女別の予約の数
	希望時間との差	予約の検索条件に入力した時間と確定した予約の時間の差
	事前予約時間	乗車日の何日又は何時間前に予約をされているかの集計
	利用頻度(利用者別予約)	何回利用した利用者がどれくらいいるかの集計
乗降場	利用乗降場数	予約で使用された乗降場の数
	乗降場利用回数(乗車/降車)	乗降場毎の乗車・降車の利用回数(各上位10件)
	乗降場カテゴリ別利用回数	乗降場のカテゴリ毎の利用回数(上位10件)
	年代別乗降場利用回数	年代毎に集計した乗降場の利用回数(各上位5件)
	曜日別乗降場利用回数	曜日毎に集計した乗降場の利用回数(各上位5件)
	乗降組合せ別利用回数	乗車場所と降車場所の組合せの利用回数(上位10件)
車両	営業時間	運行設定されている時間の合計
	移動時間	運行計画の乗降場間の所要時間の合計
	平均乗車時間/日	人を乗せて移動した乗降場間の所要時間の合計
	乗合値	予約の直行時間の合計÷人を乗せている運行時間
	運行予約数	各号車の運行予約件数
	最大予約数	1日あたりの運行で一番多かった予約の件数
	平均予約数	各号車の平均の1日の予約件数
	乗車人数	各号車の乗車人数
	最大乗車人数	各号車の最大の1日の乗車人数
	最大予約数	各号車の平均の1日の乗車人数
	未乗車操作数/日	車載器で未乗車の操作を行った件数(号車/日)
	未乗車操作数(合計)	車載器で未乗車の操作を行った件数(合計)